

〇ひたちなか市中高層建築物によるテレビ受信障害の未然防止に関する指導要綱

平成16年3月31日

告示第42号

改正 平成23年9月30日告示第163号

(目的)

第1条 この要綱は、中高層建築物の建築に伴って生ずるテレビ受信障害（以下単に「受信障害」という。）を未然に防止するため、事前に建築主が講ずべき措置等について定め、住民の良好なテレビ受信状況（以下単に「受信状況」という。）を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「中高層建築物」とは、次に掲げる建築物をいう。

- (1) 別表左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる建築物
- (2) 別表左欄に掲げる地域外に存する高さ10メートルを超える建築物で、当該建築物の外壁面からの水平距離が当該建築物の高さの10倍以内の区域の全部又は一部が同表左欄に掲げる地域に含まれるもの

2 この要綱において「近隣住民」とは、中高層建築物の建築により受信障害を受けることが予想される住戸の所有者、占有者及び管理者をいう。

(建築主の事前措置)

第3条 中高層建築物の建築主（以下単に「建築主」という。）は、当該建築物に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項、第6条の2第1項又は第18条第2項の規定による確認申請書又は計画通知書の提出（以下「申請等」という。）を行う前に次の各号に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 近隣住民の受信状況に関する影響について、あらかじめ調査するとともに、受信障害対策について検討すること。
- (2) 前号の調査検討結果に基づいて、当該中高層建築物の建築計画並びに予想される受信障害及びその対策（以下「建築計画等」という。）について、近隣住民に対し、誠意をもって説明を行うこと。

2 前項第1号の調査は、原則として社団法人日本CATV技術協会が認定する有線テレビジョン放送技術者又はCATV技術者の資格を有する者が行うものとする。

(関係図書の提出)

第4条 建築主は、申請等の手続を行うときは、次の各号に掲げる図書を市長に提出するものとする。

- (1) テレビ受信障害事前調査検討書（様式第1号）
- (2) 建築計画等についての説明書（様式第2号）
- (3) 中高層建築物の建築に当たって、近隣住民と紛争を起こさない旨の誓約書（様式第3号）

付 則

(施行期日)

1 この告示は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現にひたちなか市中高層建築物によるテレビ受信障害に関する指導要綱（平成7年ひたちなか市告示第10号）の規定に基づいてなされている手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定に基づいてなされた手続その他の行為とみなす。

付 則（平成23年告示第163号）

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に、改正前のひたちなか市中高層建築物によるテレビ受信障害の未然防止に関する指導要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、改正後のひたちなか市中高層建築物によるテレビ受信障害の未然防止に関する指導要綱の規定によりなされたものとみなす。

別表（第2条関係）

中高層建築物

地域	建築物
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	軒の高さが7メートルを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物
第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域（容積率が10分の20の区域に限る。） 準工業地域（容積率が10分の20の区域に限る。）	高さが10メートルを超える建築物

様式第1号(第4条関係)

その1

テレビ受信障害事前調査検討書

年 月 日

ひたちなか市長 殿

建築主 (住所)  
(氏名)  
(電話番号) ( ) ー

中高層建築物の建築に伴って生ずるテレビ受信障害に関して調査し、その対策について検討しました。

## 1 建築物，調査年月日，調査会社及び立会者

建 築 物	名 称		地上 階	高さ	m
	所 在 地				
調 査 年 月 日		年 月 日	天 候		
調 査 会 社	所 在 地				
	会 社 名				
	電 話				
	担 当 者	<input type="checkbox"/> CATV技術者( ) <input type="checkbox"/> 第( )級有線テレビジョン放送技術者 登録番号 第        号 氏名			
立 会 者	住 所				
	氏 名				

2 テレビ受信障害範囲の推定(別紙可)

3 テレビ受信障害範囲推定図(別紙可)  
配置図

(注記)

- 1 別表左欄に掲げる地域を明示すること。
- 2 障害が予想される範囲を 斜線を入れる で示すこと。
- 3 測定地点を、 $P_1$ ,  $P_2$ , …… $P_n$ で示すこと。

4 受信状況調査結果表(別添可)

測定日( 年 月 日) 頁( / )

測定地点	調査項目	受信局名( デジタル局)									備考 アンテナ 高さ等 (m)
		NHK 総 合	NHK 教 育	日本 テレ ビ	TBS	フジ テレ ビ	テレ ビ朝 日	テレ ビ東 京			
		ch	ch	ch	ch	ch	ch	ch	ch	ch	
P <sub>1</sub>	端子電圧										
	品質評価										
	等価CN比										
P <sub>2</sub>	端子電圧										
	品質評価										
	等価CN比										
P <sub>3</sub>	端子電圧										
	品質評価										
	等価CN比										
P <sub>4</sub>	端子電圧										
	品質評価										
	等価CN比										
P <sub>5</sub>	端子電圧										
	品質評価										
	等価CN比										
P <sub>6</sub>	端子電圧										
	品質評価										
	等価CN比										
P <sub>7</sub>	端子電圧										
	品質評価										
	等価CN比										
参考事項											
		品質評価は次の基準による評価とすること ○：良好に受信 △：ブロックノイズ又は画面フリーズが認められる ×：受信不能									

5 受信特性調査結果

測定日( 年 月 日) 頁( / )

調査地点

測定チャンネル：	測定チャンネル：
測定チャンネル：	測定チャンネル：
測定チャンネル：	測定チャンネル：
測定チャンネル：	測定チャンネル：

6 写真(別添可)

(画像評価の判定材料として各調査地点ごとに、NHK総合と任意の民放1チャンネルの画像写真と調査風景写真を添付すること。)

<p>画像写真</p>	<p>測定地点(P )</p> <p>ch _____ (NHK総合)</p> <p>_____ dB</p> <p>評価 _____</p>
<p>画像写真</p>	<p>測定地点(P )</p> <p>ch _____ ( )</p> <p>_____ dB</p> <p>評価 _____</p>
<p>調査風景写真</p>	<p>測定地点(P )</p> <p>調査風景 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>



様式第2号(第4条関係)

建築計画等についての説明書

年 月 日

建築主(住 所)  
(氏 名)  
(電話番号) ( ) ー

私が、この度、(新・増)設する建築物の建築計画並びに当該建築物の建築工事中及び完成後のテレビ受信に関する影響並びにその対策について、次のとおり説明を行いました。

1 説明日時、場所

2 相手方

3 説明の内容

建設予定地の地名地番					
用途地域(敷地の位置)					
新(増)設建築物の概要	敷地面積	m <sup>2</sup>	階数	階	新築・増築
	建築面積	m <sup>2</sup>	軒の高さ		m
	延面積	m <sup>2</sup>	高さ		m
	構造		用途		
テレビ受信に関する影響	対 策				
	・共同受信方式 ・アンテナ対策 ・不必要 ・その他				
	対 象 戸 数				
	戸				

様式第3号(第4条関係)

誓 約 書

年 月 日

ひたちなか市長 殿

建築主(住 所)

(氏 名)



私が、この度、(新・増)設する下記の建築物の建築に当たっては、近隣住民と誠意をもって話し合いを行い、テレビ受信障害によって紛争を起こさないよう努力いたします。

記

1 建設予定地の地名地番

2 予定建築物の概要	用 途			
	構 造			造
	階数及び高さ	地上	階	m
	延 べ 面 積			m <sup>2</sup>

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第4条関係)